

第3次倉敷市子ども読書活動推進計画

～本はともだち・倉敷いきいき読書プラン～

平成26年3月

倉敷市

目 次

1	第3次倉敷市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
2	第3次倉敷市子ども読書活動推進計画の意義	1
3	第3次倉敷市子ども読書活動推進計画	1
4	第3次倉敷市子ども読書活動推進計画体系	2
	(1) 図書館における読書活動の推進	3
	(2) 家庭・地域における読書活動の推進	9
	(3) 学校等における読書活動の推進	13
5	用語解説	18
6	資料	22
	子どもの読書活動の推進に関する法律	23
	文字・活字文化振興法	26
	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	29
	学校図書館法	38

1. 第3次倉敷市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備が推進されなければならない。」との基本理念が示されました。

倉敷市では、この法律に基づき平成16年3月に、「倉敷市子ども読書活動推進計画～本はともだち・倉敷いきいき読書プラン～」(以下「第1次計画」という。)、平成21年3月には、「第2次倉敷市子ども読書活動推進計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、子どもの読書活動を推進するための様々な活動に取り組んできました。

「第3次倉敷市子ども読書活動推進計画」(以下「第3次計画」という。)は、第2次計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、今後5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策等を定めたものです。

2. 第3次倉敷市子ども読書活動推進計画の意義

いま、子どもたちを取りまく社会は急激に変化し、子どもたちは「生きる力」を養うための助けを必要としています。

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を得たり、多様な文化や考え方を理解したりすることができます。また、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に関わっていく上で、読書活動を通じて知識や情報を収集・活用し、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくことは大変重要です。

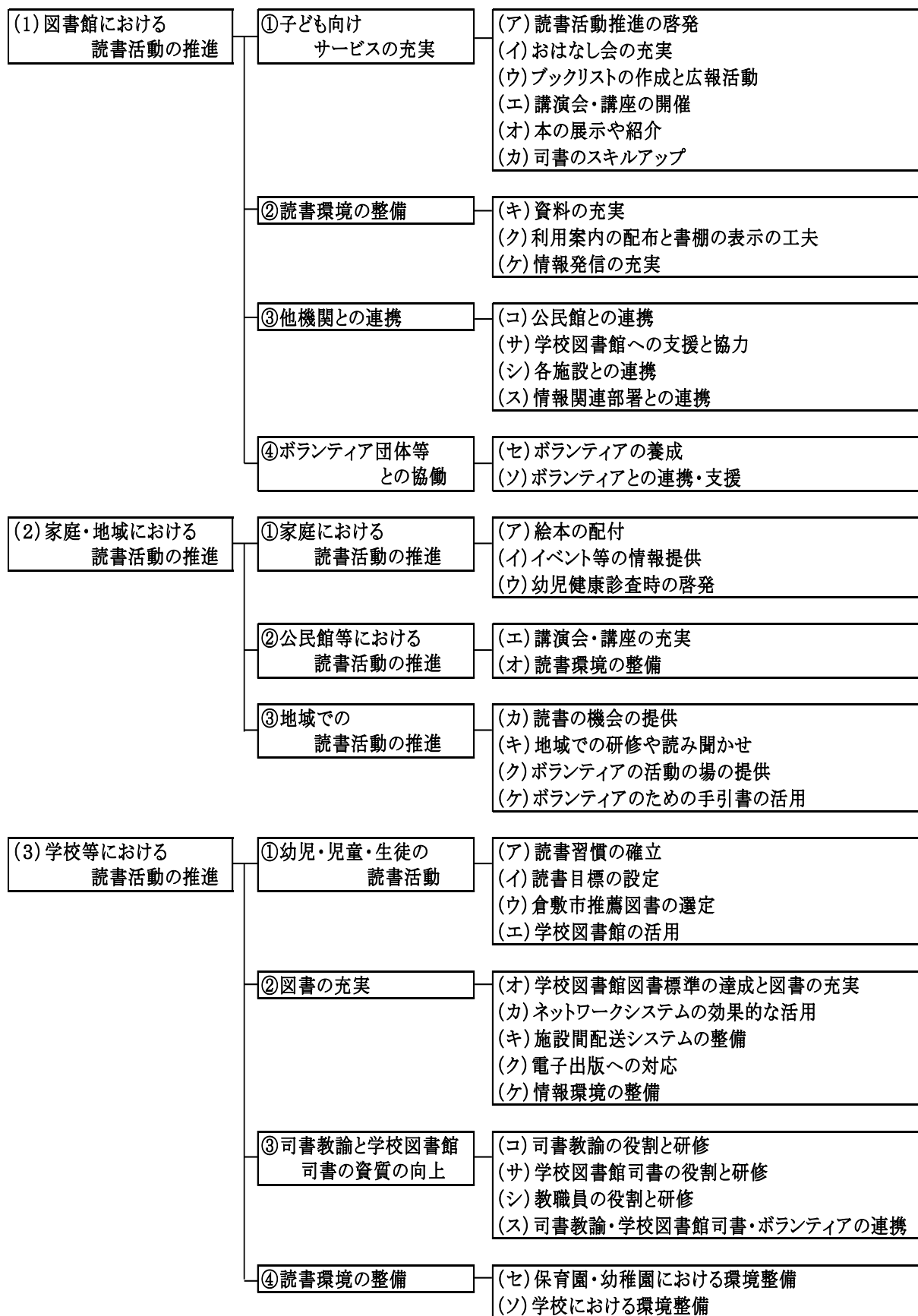
これらのことを市民一人ひとりが認識し、図書館、家庭、地域、学校等で積極的に読書環境の整備を推進し、子どもが「生きる力」を養うための読書活動を支援していくことは、大変意義のあることと考えます。

3. 第3次倉敷市子ども読書活動推進計画

第3次計画では、第2次計画の成果と課題を整理し、大きく次の3つの基本施策にまとめ、これらを実現するための施策及び各施策を実現するための具体的な取組を示し、子ども読書活動を推進します。

- (1) 図書館における読書活動の推進
- (2) 家庭・地域における読書活動の推進
- (3) 学校等における読書活動の推進

4. 第3次倉敷市子ども読書活動推進計画体系



(1) 図書館における読書活動の推進

① 子ども向けサービスの充実

第2次計画の成果

「子ども読書の日」①や「こどもの読書週間」②、夏休みや読書週間等に、おはなし会や、おはなしカーニバル（合同おはなし会）を実施し、子どもと本の出会いの場をつくりました。また、図書館6館では、絵本や紙芝居等の読み聞かせを毎日行いました。司書③や読み聞かせボランティア等によるおはなし会を、平成21年度～平成24年度の間、6,800回以上開催し、55,000人以上の参加者がありました。また、その月にあったテーマの特集本の展示や、子どもの本クイズや工作等、図書館を身近に感じてもらえるような行事を、平成21年度～平成24年度の間、470回以上企画しました。

保護者をはじめとする大人を対象に、絵本の選び方の講座や読み聞かせボランティアの養成講座を行いました。

季節の行事や時事ニュース等、子どもの興味を引くテーマに関する本や年齢にあった本等を紹介した幼児～小学生向けの「ちいさいあおば」「おおきいあおば」（以下「あおば」という。）を毎月発行し、1年分をまとめて冊子を作成しました。

ブックリスト『よんでもらうのだいすき～あかちゃんといっしょに』を適宜更新するとともに、『よんでもらうのだいすき～幼児版』の改訂版を作成しました。

児童室司書は、司書会を定期的で開催し、協力と連携体制を強化しました。また、子どもの読書活動推進に関する研修会に参加し、能力と技術の向上を図りました。

課題

学校段階が上がるにつれて子どもの読書離れが進む傾向があります。子どもが本に出会うための機会の拡大と、子どもが読書への興味や関心を引き続き持つように、より一層の取組が重要です。また、家庭での読書の様相に大きな差異がみられます。保護者をはじめとする大人に対して、子どもの読書活動への理解と関心を深めてもらう必要があります。

児童室司書は、子どものニーズを知り、児童書の知識を深め、読み聞かせ等の技術や知識をさらに高めることが必要です。

第3次計画の施策

(ア) 読書活動推進の啓発

- ◇ 全市的な読書活動推進の気運を高めるため、4月23日の「子ども読書の日」から始まる「こどもの読書週間」を利用し、子どもの読書活動の推進について創意工夫をして啓発活動を行います。

子ども読書の日① こどもの読書週間② 司書③ の説明はP18

- ◇ 子どもが家庭で本に親しむことによって読書活動を推進できるように、各家庭で「家族で読書デー」を設けるように啓発します。

(イ) おはなし会の充実

- ◇ 子どもが本と出会う場として、読み聞かせやおはなし会をより充実します。また、赤ちゃんと保護者向けのおはなし会を全館で開催します。
- ◇ ボランティアと協働して外国語での読み聞かせを行い、国際理解を促進する活動を支援します。

(ウ) ブックリストの作成と広報活動

- ◇ 小学生への読み聞かせのための絵本リストの見直しや、既存のブックリスト『よんでもらうのだいすき～あかちゃんといっしょに』を適宜更新するほか、「あおば」に紹介された本で毎年1回リストを作り、ホームページで紹介します。
- ◇ 障がいのある子ども向けに作られた資料のリストを作成します。
- ◇ 本に対して興味や関心をもつような行事を企画し、小学校に案内を配るなど広報に努めます。

(エ) 講演会・講座の開催

- ◇ 子どもの読書活動への理解と関心を深めてもらうために、保護者をはじめとする大人に対して、子どもの本や読書に関する講演会や講座を企画します。

(オ) 本の展示や紹介

- ◇ 乳幼児から高校生までの年齢にあった本や、子どもが興味や関心を持つようなテーマの本、新着図書の展示や紹介を行います。

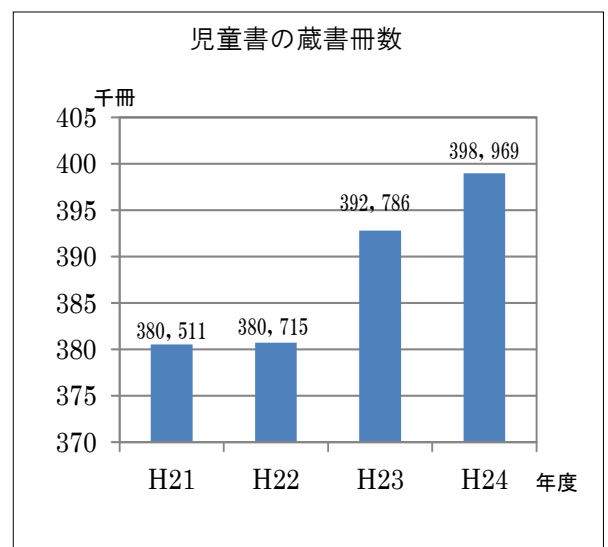
(カ) 司書のスキルアップ

- ◇ 子どもにアンケート等を実施し、子どもの読書傾向や図書館に対する要望を理解しながら、子どもへの図書館サービスに努めます。また、児童書に関する知識や子どもと本をつなぐ効果的な方法を学ぶために研修会に参加し、知識や技術の向上に努めます。

② 読書環境の整備

第2次計画の成果

常に新鮮で魅力ある資料の整備と充実に心がけ、利用が多く傷みの激しい本や、内容が古くなった参考図書等の買替えを行いました。また、毎週選書を行い、継続的に新刊本を受入れ、児童書の蔵書冊数は、平成21年度約38万冊から平成24年度約39万9千冊になりました。児童書の貸出冊数は、平成21年度には約118万3千冊になり、貸出冊数



110万冊以上という目標を達成しました。平成24年度には約121万冊の貸出しがありました。

学習に役立つ本の収集に努め、また、中・高校生向けのヤングアダルト④コーナーに置く本を収集しました。さらに、障がいのある子どもの読書を支援するために、全館に布の絵本や点字絵本を整備しました。

書棚の構成・表示の工夫により、親しみやすく利用しやすい施設づくりに努めました。

平成23年度に図書館システムを更新し、蔵書検索システムの機能や操作性を充実させ、利便性の向上を図りました。

それに伴い図書館ホームページのリニューアルを行い、子ども向けの本のテーマ別ブックリストを公開しました。

印刷物、ホームページ、メールマガジン⑤による行事案内等の情報発信サービスを行いました。

課題

貸出冊数は、「第2次計画」の目標は達成しましたが、平成22年度の約124万2千冊をピークにゆるやかに減少しています。

学習に必要な本や、中・高校生向けの本をより充実させるためには、そのニーズを知るために学校と連携することが重要です。

障がいのある子どもに配慮した資料や、多様な文化を持つ在住外国人の子どものための資料の収集が必要です。

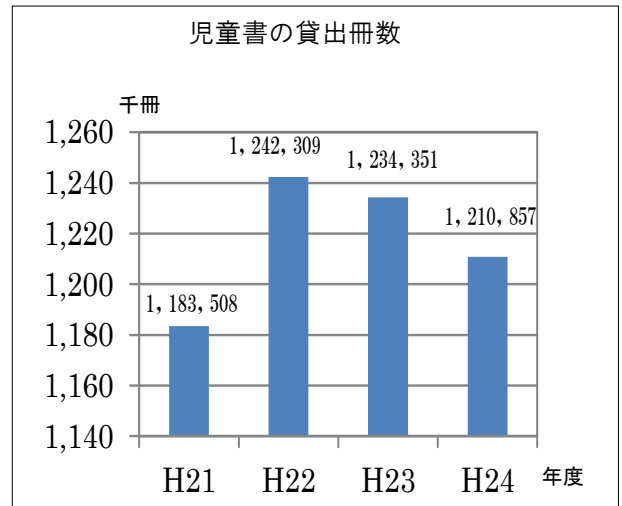
目指す資料の置き場所が一目でわかるように工夫する必要があります。

読書に関わる情報を、広く発信していくことが重要です。

第3次計画の施策

(キ) 資料の充実

- ◇ 資料を充実させることによって利用の促進を図り、児童書の貸出冊数125万冊以上を目指します。
- ◇ 引き続き計画的な新刊本の購入、及び、多くの子どもに繰り返し利用される本の補充、買替えを行い、新鮮で魅力的な蔵書を保つよう努めます。
- ◇ 学校図書館と連携して、学習に役立つ本や中・高校生向けの本等、子どもの幅広いニーズに応えられる本を収集します。
- ◇ 障がいのある子どものための大活字本⑥・録音図書⑦・字幕入り映像資料を収集します。



ヤングアダルト④ メールマガジン⑤ 大活字本⑥ 録音図書⑦ の説明はP18

◇ 多様な文化を持つ在住外国人の子どものための外国語の資料を収集します。

(ク) 利用案内の配布と書棚の表示の工夫

◇ 利用案内は、来館者だけでなく学校で配布してもらうなど、積極的に図書館利用をPRします。

◇ 本を探しやすくするために、置き場所が一目でわかるようにし、興味の持てる表示にする工夫や、案内図の用意をします。

(ケ) 情報発信の充実

◇ 行事案内や本にかかわる情報の発信サービスの充実に努めます。

③ 他機関との連携

第2次計画の成果

公民館の図書室・図書コーナーをより魅力あるものにするため、新着図書の配本、本の定期的な入替え、わかりやすい表示づくり等を公民館と協力して行い、平成24年度には51,000冊以上の児童書の貸出しがありました。

学校図書館からのレファレンス⑧に対しての情報提供や、調べ学習に必要な本の貸出しを行いました。また、「あおば」の送付やリサイクル本の提供を行い、児童・生徒の読書活動を支援しました。

保育園、幼稚園、小学校、児童館、放課後児童クラブ⑨に移動図書館を運行し貸出しを行いました。要望に応じて、運行時に絵本の読み聞かせも行いました。

また、放課後児童クラブ、隣保館に対して100冊から200冊の児童書の長期貸出しを行い、年2～3回の入替えを行いました。

保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、親子クラブ⑩、子育て広場⑪からの要望に応じ、絵本の読み聞かせ等の出前講座を年間100回以上行いました。

ブックリスト『よんでもらうのだいすき～あかちゃんといっしょに』を適宜更新し、市の関係部署と協力して新生児のいる家庭に配付しました。

課題

公民館の図書室・図書コーナーでは、公民館と連携を図り、子どもたちが利用しやすい図書室・図書コーナーにする必要があります。

学習のための本の計画的収集や有効活用のため、図書館と学校図書館が積極的に情報交換を行うことが必要です。

保育園、幼稚園、児童館や隣保館の本の充実が求められており、各施設を利用する子どもが本に親しむことができるよう支援することが重要です。また、各施設の職員や保護者をさらに支援する必要があります。

特別支援学校等の施設においても、子どもが本に親しめる環境を拡大していくこ

レファレンス⑧ 放課後児童クラブ⑨ の説明はP18 親子クラブ⑩ 子育て広場⑪ の説明はP19

とが必要です。

第3次計画の施策

(コ) 公民館との連携

- ◇ 公民館の図書室・図書コーナーへの新着図書の配本，本の入替えを継続的に行います。また，本の整理やわかりやすい表示等，子どもが手に取りやすい工夫をします。図書館と公民館の職員が協力して運営の充実に努めます。

(サ) 学校図書館への支援と協力

- ◇ 図書館と学校図書館が情報交換し，子どもたちに読書に親しんでもらうための本の収集に努めます。また，学校が必要とする本や情報を提供し，学校図書館を支援します。
- ◇ 地域の学校図書館の読書活動の様子を紹介します。

(シ) 各施設との連携

- ◇ 保育園，幼稚園，児童館，隣保館については，各施設の特長や利用目的に応じて，団体貸出し⑫やリサイクル本⑬の提供を行うとともに，引き続き移動図書館の運行や読み聞かせの出前講座を行います。また，各施設の職員に新着図書やテーマ別図書の案内をするなど，支援に努めます。
- ◇ 市の関係部署と協力して，ブックリスト『よんでもらうのだいすき～あかちゃんといっしょに』を配付し，保護者への啓発に努めます。また，1歳6か月児・3歳児健康診査時に配付するリーフレットを作成します。さらに，保健所や子育て支援事業のボランティアと連携しながら，子どもの読書への理解・関心を深めてもらうため出前講座を行います。
- ◇ 特別支援学校・特別支援学級及び医療機関等には，団体貸出しやリサイクル本の提供，出前講座の拡大に努めます。

(ス) 情報関連部署との連携

- ◇ 子どもが図書館等で，本に関する情報を得，利用するための使いやすく安全な電子情報を提供できるよう，情報関連部署と連携しながら研究します。

④ ボランティア団体等との協働

第2次計画の成果

子ども読書活動に関心のある人たちを対象に，読み聞かせボランティアの養成講座を実施しました。「第1次計画」から引き続き「倉敷市子ども文庫交流会」⑭と協力して，おはなし会やボランティアの養成講座を実施し，情報交換を行いました。また，子どもの読書活動への理解の促進と，ボランティアの資質の向上の機会として「子ども読書活動推進講座」を企画し，ボランティアと図書館との協力・連携を

団体貸出し⑫ リサイクル本⑬ 「倉敷市子ども文庫交流会」⑭ の説明はP19

深めました。

ボランティアのニーズに応じて、『よんでもらうのだいすき～小学生に読みたいテーマ別絵本リスト』を作成し配布しました。また、子ども読書活動に取り組む団体や個人のために、子どもの読書に関する本を収集するほか、行事用品⑮等の貸出しやリサイクル本を提供するなどの支援を行いました。

図書館でおはなしボランティアをする団体や個人にボランティア登録をしてもらい、希望があれば、関連他部署へも紹介できるようにしました。

課題

子どもの読書活動に取り組むボランティアの拡大や人材育成が、引き続き求められており、養成講座の実施やボランティア同士の結びつきのための支援が必要です。

また、ボランティア活動に役立つように、ブックリストの充実や季節・テーマ別等のおすすめ本を紹介したものを作成し提供することが、継続的に求められています。図書館がコーディネートを行い、ボランティアの活動の場を拡大する支援も必要です。

第3次計画の施策

(セ) ボランティアの養成

- ◇ ボランティアの養成講座を実施し、受講者の活動の場を提供するなど、引き続き支援します。

(ソ) ボランティアとの連携・支援

- ◇ 交流会の開催等、ボランティア相互の連携が図れるよう支援します。
- ◇ ボランティアとの情報交換を密にするとともに、おはなし会や出前講座等を協働して実施します。
- ◇ ボランティアのニーズに応えるブックリストやおはなし会のプログラム案を作成し提供します。
- ◇ おはなし会に使える行事用品のタイトル数を増やします。
- ◇ ボランティア活動を希望する団体や個人が、ホームページ等で必要な情報を得られるような環境を整備していきます。

(2) 家庭・地域における読書活動の推進

① 家庭における読書活動の推進

第2次計画の成果

平成15年6月から子どもが初めて絵本に出会う場として、出生届受付時に絵本を配付してきましたが、平成21年10月からは「こんにちは赤ちゃん訪問」^⑩時に配付しており、これまで合計約19,000冊の絵本を贈呈しました。また、市の図書館職員が選んだ乳幼児の年齢にあった絵本のブックリスト「よんでもらうのだいすき」を希望者に配布し、親子のふれあいを通じた読書習慣の機会づくりを推進しました。

1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の会場で、子どもの年齢にあった絵本の展示を行いました。保護者への育児の話の中で絵本を活用することもあり、幼児健康診査を通して家庭における読書の重要性の啓発につながりました。

課題

保護者は、読書体験が子どもの豊かな人格形成に大きな役割を果たすことは認識しています。今後も、家庭内で読書をする時間を設定するなど、家庭で読書に親しむ習慣づくりを推進する必要があります。また、読書に関心のある保護者だけでなく、関心の薄い保護者等に読書の大切さを知ってもらうため、更なる情報提供の必要があります。

第3次計画の施策

(ア) 絵本の配付

- ◇ 子どもが初めて絵本に出会う場として位置づけ、「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、出産の記念品として絵本の配付を行っていきます。

(イ) イベント等の情報提供

- ◇ 学校園・関係機関を通じて図書館のイベント情報を提供し、保護者の読書活動への理解を促進します。

(ウ) 幼児健康診査時の啓発

- ◇ 保健所や各保健福祉センター保健推進室が実施している、1歳6か月児や3歳児の幼児健康診査時に、絵本の展示や、子どもの年齢にふさわしい本のリーフレットを配付し、家庭における読書活動の重要性を啓発します。

「こんにちは赤ちゃん訪問」^⑩の説明はP19

② 公民館等（生涯学習施設・児童館・隣保館）における読書活動の推進

第2次計画の成果

市民学習センターでは、司書等の読み聞かせ（平成21年～平成24年 892回 約7,200人参加）、絵本作家による講演会や読書に関する講座等（平成21年～平成24年 4回 約250人参加）を開催し、読書活動の推進を図りました。

市民が気軽に読書に親しめる環境整備の一つとして、公民館では平成16年度から図書館の本の貸出し・返却ができるようになっていますが、市民の利便性の向上とともに、周知を進めてきたことで利用者が年々増加しています。平成24年度は、公民館での延べ利用者数が40,000人を超えており、児童書は51,000冊以上の貸出しがありました。また、公民館内の限られたスペースではあるものの、新刊本や特集本の展示を行い、本を見やすく整理するなど、公民館の図書室・図書コーナーの充実を図りました。

児童館では、読み聞かせや紙芝居を随時実施し、子どもが読書に親しむ時間を設けました。図書室・図書コーナーの本の充実にも努め、また、「館だより」等で移動図書館の利用をPRしました。

隣保館では、毎月1回発行している「館だより」に図書コーナーを随時設けて、本や図書室の利用についてPRしました。

少年自然の家では、子ども向けの本を図書館と連携して収集し、2箇所図書コーナーを設け、入所中の子どもたちが気軽に本に触れることができる環境を整備しました。

自然史博物館では、自然科学に関する図書コーナーを設け、施設の特徴を生かしながら、子どもたちが本に親しみ、自主的に学習できる場の提供を行いました。

課題

子どもたちが本に親しめる読書活動を推進するためには、周りの大人も含めて啓発していくことが重要であり、図書館と連携して講演・講座等を開催するなど、啓発事業の検討が必要です。

公民館等の図書室・図書コーナーを、気軽に本に親しめる場としてさらに活用してもらうために、図書館との連携を強化して、子どもたちの興味や関心を引くような蔵書の充実や本の配置の工夫が重要です。

第3次計画の施策

(エ) 講演会・講座の充実

- ◇ 公民館等で、子どもの読書活動の推進につながる講演会や講座を実施します。

(オ) 読書環境の整備

- ◇ 公民館で図書館の資料の貸出しができることについての周知をさらに行い

ます。また、図書館と連携して司書等による読み聞かせ等を実施し、本の配置を工夫するなど、子どもが本に親しめる環境を充実し、公民館での児童書の貸出冊数が56,000冊以上になるように努めます。

- ◇ 生涯学習施設・児童館・隣保館においては、子どもたちが気軽に本に触れることができ、自主的に学習できる環境整備に努めます。

③ 地域での読書活動の推進

第2次計画の成果

「家庭教育学級」^⑰において、保護者対象の読み聞かせに関する講座や子どもの読書活動に関する講座を実施しました。

市内11箇所で活動している「子育て広場」において、大型絵本や幼稚園の本等を利用するなどして、ボランティアや保護者による読み聞かせ等を実施しました。

「地域連携による学校支援事業」において、ボランティアによる小学校の児童を対象とした読み聞かせを行いました。

平成22年度に、「放課後子ども教室」^⑱と「放課後児童クラブ」の両方の事業を行っている57カ所の小学校を対象に「放課後子どもふれあい文庫」を設置し、読み聞かせや図鑑等を利用した自然観察会等の活動に活用しました。

公民館・児童館では、ボランティアへの会議室の提供等を行い、家庭や地域での読書活動を支えました。

課題

地域での子どもの読書活動の推進に当たっては、子どもや保護者を対象にした地域で行われる様々な活動の機会を捉えて、読書活動の拡大を図ることが必要です。そのために、読書活動を支えるボランティアとの連携も重要です。読み聞かせボランティアに活動の場を提供したり、ボランティアの資質向上のための取組を行うことが求められています。

第3次計画の施策

(カ) 読書の機会の提供

- ◇ 放課後や週末等の子どもたちの居場所である「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」の活動にも、子どもが読書に親しむ機会として、ボランティアによる読み聞かせ等の読書活動が多く取り入れられるよう推進します。

(キ) 地域での研修や読み聞かせ

- ◇ 「家庭教育学級」等の活動をはじめ、地域で行われる様々な活動の機会を捉えて、保護者を対象に読書活動に関する講演会や研修会を実施し、子どもを対

「家庭教育学級」^⑰ 「放課後子ども教室」^⑱ の説明はP19

象にボランティアによる読み聞かせを行うなどして，家庭・地域の読書活動を推進します。

(ク) ボランティアの活動の場の提供

- ◇ 家庭や地域で読書活動を支えるボランティアに，公民館，図書館，幼稚園，保育園等，地域での活動の場を提供します。

(ケ) ボランティアのための手引書の活用

- ◇ 地域で活動するボランティアのために，子どもの読書活動の意義や読み聞かせを実施する際のポイント等がわかる手引書を配布し，効果的な読書活動の推進及び活動の普及を図ります。

(3) 学校等における読書活動の推進

① 幼児・児童・生徒の読書活動

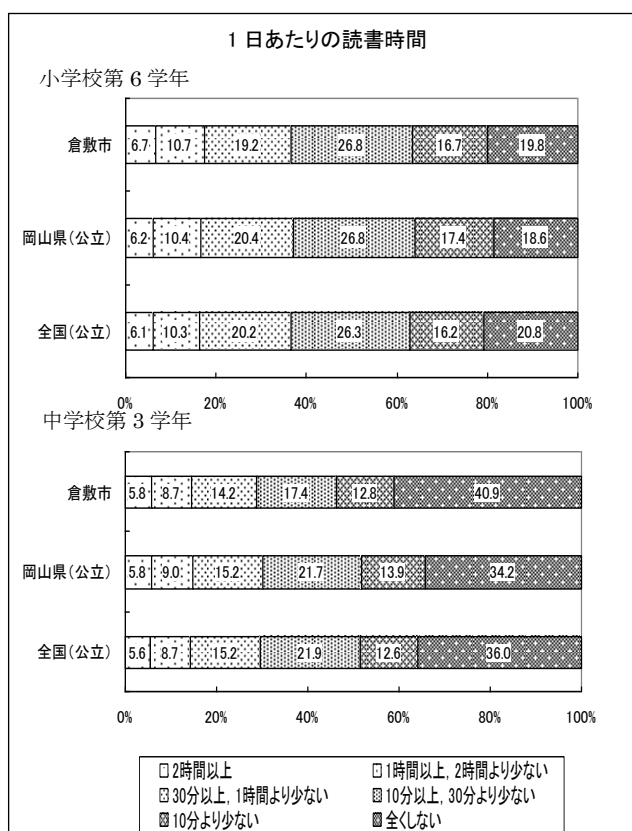
第2次計画の成果

保育園・幼稚園では、全園で、毎日の読み聞かせや絵本の貸出しの実施に取り組むことができました。また、移動図書館を利用する園もありました。その他パネルシアター⑱、エプロンシアター⑳、人形劇、寸劇、保護者ボランティアによる読み聞かせ等にも取り組んできました。

学校では、朝の読書活動がほぼ定着し、読み聞かせやストーリーテリング㉑等、各校で工夫した読書活動が展開されています。朝読書の有効性が認識され、学習面だけでなく情操面での効果も期待されています。朝や放課後のボランティアによる読み聞かせ活動も広がっています。また、校内の読書週間の取組も活発になり、図書委員会の児童・生徒が主体的に参加し、ポスターづくりや読書クイズ等に取り組む様子が見られます。さらに、学校の年間指導計画に学校図書館の利用を位置付け、学校図書館に関する様々な取組を実施することにより、各教科等において、学校図書館の積極的・計画的な利用を進めることができました。

課題

朝の読書活動や読み聞かせでは、成果も多くみられます。しかし、平成25年度の全国学力・学習状況調査における質問紙調査においては、平日に家や図書館で全く本を読まない児童・生徒が小学校第6学年では、19.8%、中学校第3学年では、40.9%みられます。特に、中学校のこの数値は、全国の36.0%と比べてもかなり高い数値になっています。平成25年度に出された「第3次岡山県子ども読書活動推進計画」においても、この不読率は、家庭における読書指導と並んで大きな課題の一つとなっています。このため、まず、児童・生徒一人ひとりが本に触れる機会を増やすことが必要です。また、読む本や借り



(出典:平成25年度 全国学力・学習状況調査 質問紙調査)

パネルシアター⑱ エプロンシアター⑳ ストーリーテリング㉑ の説明はP20

る本には分野の偏りが見られます。このような状況を鑑み、学級担任を中心に、司書教諭②、学校図書館司書③が、児童・生徒へ幅広い分野の本を意図的・計画的に紹介することや保護者等に読書の大切さを伝えるための啓発の工夫等により、幅広い分野で読書冊数の増加につなげることが重要です。

学校においては、学校図書館の役割の重要性についてすべての教職員が共通理解を深め、教育に学校図書館を活用できるように、組織的・計画的に運営していく必要があります。さらに、研修等で校種を越えて学校図書館の役割の重要性を共有することも必要です。家庭においては、親子読書等を通じて学校と家庭が連携して、読書活動を習慣化する取組が重要です。さらに、関係教育機関や倉敷市の「学校支援ボランティア」、地域の読み聞かせボランティア活動団体等の協力を得て、地域と連携して読書活動を推進していく必要があります。

第3次計画の施策

(ア) 読書習慣の確立

- ◇ 学校園では、朝読書、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介、推薦図書、読書目標の提示、図書委員会活動の活性化、学級文庫④の充実等を積極的に行うよう引き続き努めていきます。
- ◇ 児童・生徒が、読んだ本を紹介し、学んだことや感想を伝え合うなど、学びを伝え合う活動を工夫します。
- ◇ 読み聞かせの効果的な方法を「図書だより」等で紹介するなど、家庭における読み聞かせ等を推奨します。
- ◇ 図書館で借りた本と一緒に読むことをはじめ、子育ての一環として、自然な形で親子の読書を進められるように呼びかけます。
- ◇ 幼児・児童・生徒の読書活動に対する興味・関心を喚起し、学校園・家庭・地域が一体となって工夫した取組を連携して行う中で、主体的な読書習慣を確立し、読書意欲の向上を図ります。

(イ) 読書目標の設定

- ◇ 学年に応じた読書目標を設定し、児童・生徒が年間に読む本の冊数に目標をもつことができるようにします。
- ◇ 児童・生徒一人ひとりが、本を読む上で、励みとなるような手立てを工夫します。

(ウ) 倉敷市推薦図書の選定

- ◇ 読書目標を達成する際の課題図書として、倉敷市推薦図書を選定します。
- ◇ 倉敷市推薦図書に、文学や歴史、科学的読み物等幅広い分野の本を紹介し、児童・生徒が幅広い本に興味をもつことができるようにします。

司書教諭② 学校図書館司書③ 学級文庫④ の説明はP20

(エ) 学校図書館の活用

- ◇ 各学校においては、全教育課程の中で学校図書館の活用を位置付け、特に各教科・特別活動の年間指導計画の中で、積極的・計画的な活用を進めます。
- ◇ 読書センターとしての機能が発揮できるように努めます。
- ◇ 学習・情報センターの機能が発揮できるように、年間指導計画等に沿って、計画的な利用ができるようにします。

② 図書の充実

第2次計画の成果

小・中学校における学校図書館図書標準⑳は、ほぼ達成することができました。また、平成24年度より倉敷市内の全ての学校で学校図書館システム㉑の運用が開始されたことにより、効率的な学校図書館業務ができるようになるとともに、児童・生徒が借りている本を正確に把握でき、読書指導に生かせるようになりました。そして、倉敷教育ネット㉒を利用することにより、学校図書館に設置している端末で、児童・生徒が蔵書検索や情報検索ができる環境を整備しました。また、公立図書館と学校図書館の双方が所蔵する蔵書を横断的に検索できる環境を整備しました。

課題

学校図書館図書標準の達成だけではなく、学習面・情操面において幼児・児童・生徒にとって本当に必要な本を配架することが重要です。特に、授業で毎年利用される資料の計画的な収集を行う必要があります。また、学校園や公共施設で所蔵する本や資料を相互に活用するため、公立図書館と学校図書館、あるいは、学校図書館間の運搬システムの在り方について研究していく必要があります。

近年、電子書籍等の出版物が増えており、児童・生徒が読書の媒体の一つとして利用できるようにするための取組や、インターネットを活用し読書に関する情報を得るための環境整備も重要となってきます。

第3次計画の施策

(オ) 学校図書館図書標準の達成と図書の充実

- ◇ 学校図書館図書標準を大切にしながらも、子どもの心に沿って選書します。

(カ) ネットワークシステムの効果的な活用

- ◇ 公立図書館や学校図書館同士の連携を図り、授業で利用できる資料を整備していきます。

(キ) 施設間配送システムの整備

- ◇ 公立図書館と学校間または学校相互間で、各施設が所蔵する本や資料を相互

学校図書館図書標準⑳ 学校図書館システム㉑ 倉敷教育ネット㉒ の説明はP20

利用するために、施設間の配送方法を研究します。

(ク) 電子出版への対応

- ◇ 電子出版²⁸された図書等の提供について研究します。

(ケ) 情報環境の整備

- ◇ 保護者がインターネットを利用して、子どもが通う学校の蔵書を検索できるなど、情報提供の環境整備に努めます。

③ 司書教諭と学校図書館司書の資質の向上

第2次計画の成果

全学校図書館司書を対象に毎年研修を行い、資質の向上に努めています。読書センターとしての機能はもちろん、学習・情報センターとしての機能を高めるために、具体的な調べ学習の仕方等についての研修も開催することができました。また、校内において教諭と学校図書館司書との連携が進んでおり、司書教諭の役割が果たせるような協力体制が、少しずつ整ってきています。

課題

司書教諭は、学校図書館司書と連携を図り、学校図書館の活用の年間指導計画に沿った学習活動や読書活動を円滑に実施し、関係機関やボランティア団体と協力して読書活動を推進することが重要です。また、ボランティアの発掘・有効な活用を図るとともに、司書教諭を中心として、事前の打合せや相談をする必要があります。

第3次計画の施策

(コ) 司書教諭の役割と研修

- ◇ 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。
- ◇ 学校図書館司書と連携しながら、中心的な役割を果たすことができるように毎年研修を行い、資質の向上を図ります。

(サ) 学校図書館司書の役割と研修

- ◇ 学校図書館運営をサポートするとともに、司書教諭・学級担任・教科担任と連携して授業のねらいに沿った効果的な資料提供ができるよう準備します。
- ◇ 毎年研修の場を設け、資質の向上を図るとともに、情報交換を行うことができるようにします。

(シ) 教職員の役割と研修

- ◇ 学級担任を中心に、司書教諭、学校図書館司書と連携を密にし、子どもの読書生活の充実に努めます。

電子出版²⁸の説明はP21

- ◇ 学校園においては、読書活動にかかわる教職員の研修に努め、資質の向上を図ります。

(ス) 司書教諭・学校図書館司書・ボランティアの連携

- ◇ 司書教諭は、学校図書館司書と協働してボランティアと連携を図り、読み聞かせ活動等の読書活動を推進する体制を作ります。

④ 読書環境の整備

第2次計画の成果

保育園では、発達年齢に応じて遊戯室や保育室での有効スペースを生かして絵本のコーナーを設けています。幼稚園においては、余剰の部屋等を活用して、ほぼ全園で絵本の部屋^㉑や絵本のコーナーの場の確保ができるようになりました。また、学校図書館においては、蔵書点検や修理等を行い、学校図書館に必要な本のリストアップ等情報収集を行うなど、蔵書の充実に努めました。書架の配置を工夫し、本の紹介や展示、図書館資料、掲示物等の環境づくりに取り組んできました。そして、夏季休業中にも絵本の部屋や学校図書館を開館し、幼児・児童・生徒に読書に親しむ機会や学習に取り組む機会を提供しました。

課題

学校では、児童・生徒のニーズに沿った本、読ませたい本が揃っていて、児童・生徒が積極的に本を借りに行きたいと思える場所にすることが重要です。

第3次計画の施策

(セ) 保育園・幼稚園における環境整備

- ◇ 幼児が探しやすいように本の配置を考え、落ち着いて読書が楽しめるように、スペース・蔵書等を工夫します。

(ソ) 学校における環境整備

- ◇ 学校図書館が読書センター、学習・情報センターとして機能するように、読書スペースの確保、配架や掲示の工夫、別置本の設置等環境整備に努めます。
- ◇ 学級文庫の充実を図ります。
- ◇ 特別な支援を要する児童・生徒に対しましては、視覚的な支援、落ち着くことができる空間作り、安全対策などこれまでの取組を更に充実できるよう進めていきます。

絵本の部屋^㉑ の説明はP21

5. 用語解説

① 子ども読書の日

4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」に、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。子ども読書の日は、4月23日とする。」と規定されている。

② こどもの読書週間

4月23日から5月12日まで。昭和34（1959）年に始まり、もともとは5月1日～14日（こどもの日を含む2週間）だったが、2000年の「子ども読書年」を機に、現在の約3週間に期間が延長された。

③ 司書

公立図書館及び私立図書館に置かれる、資格を有する図書館専門職員。図書館の管理・運営、資料の収集・保管、貸出し・返却・レファレンスサービス等の図書館に固有の専門的業務に従事するものをいう。

④ ヤングアダルト

大人と子どもの中間に位置する世代、主に中・高校生くらいの年代を指す。

⑤ メールマガジン

発信者が登録した読者に対して定期的に電子メールで情報を配信するもの

⑥ 大活字本

通常の本よりも大きな活字で印刷され、「字が小さくて読みにくい」という方におすすめの本

⑦ 録音図書

視覚障がい等で文字を読むことが困難な利用者のために、文字で書かれた本を録音した図書

⑧ レファレンス

利用者の求めに応じて、必要な資料や情報を提供すること。

⑨ 放課後児童クラブ

仕事等で、昼間保護者の居ない家庭の児童を専用の施設で預かり、育児と仕事の両立を支援する事業

⑩ 親子クラブ

親子の交流と情報交換の場作りを目的に、就園前の子どもと保護者を対象にした事業

⑪ 子育て広場

就園前の子どもと保護者が参加し、子育て支援ボランティア（ネットワークカー）を中心に、遊びや情報交換を通じて、子育ての悩みや不安を解消する場として幼稚園等で実施する事業

⑫ 団体貸出し

家庭文庫・地域文庫や学校・保育園・児童館等の各施設に図書館が資料を貸し出すこと。

⑬ リサイクル本

図書館で不用になった除籍本等で、再利用を目的に各図書館で実施するリサイクル本会で活用する本

⑭ 倉敷市子ども文庫交流会

昭和59年5月に発足したボランティアによる読書グループ。中央図書館を中心に「おはなしの会」、「ストーリーテリング」等の活動を行っている。

⑮ 行事用品

多くの人数を対象とした読み聞かせ等の際に使用する大型の絵本や紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター等の用品（パネルシアター、エプロンシアターについては用語解説⑲、⑳を参照）

⑯ こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児がいる家庭を市保健師・助産師等が訪問し、子育て情報の提供や子育てに関する相談や悩みへの助言を行い、支援を必要とする家庭には適切な公共サービスを紹介する。

⑰ 家庭教育学級

子どもを持つ保護者等を対象に、明るい家庭づくりや家庭における教育力の向上を目的とした学習機会として、地域の任意団体や幼稚園で実施する事業

⑱ 放課後子ども教室

放課後等の子どもたちの安全で安心な活動場所を確保するため、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、交流活動等を行う取組

⑲ パネルシアター

パネル布またはフランネル地をベニヤ板等に貼り付けて舞台を作り、表現したいものを不織布（接着または絡み合わせることで布にしたもの）や絵にし、パネルに張ったり、取ったりしながらおはなしを進めていく手法のこと。

⑳ エプロンシアター

胸当て式のエプロンを舞台に見立て、ポケットから次々と人形を取り出す。その人形を、エプロンにつけたり外したり、ポケットに戻したりしながらお話を進めていく手法のこと。

㉑ ストーリーテリング

話し手が題材となるお話を覚え、聞き手に語り聞かせること。

㉒ 司書教諭

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務をになう教員として「司書教諭」を学校に置くこととしている。司書教諭は、教諭として採用されたものが、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

㉓ 学校図書館司書

学校図書館において学校図書館の管理・運営、資料の収集・保管、貸出し・返却・レファレンスサービス等の図書館に固有の専門的業務に従事するものをいう。

㉔ 学級文庫

子どもの身近なところに本を置くことで、読書意欲を促進させることを目的として学級で保管されている蔵書

㉕ 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

㉖ 学校図書館システム

バーコードを活用して学校図書館の蔵書管理を行うシステム。児童・生徒の貸出し・返却・予約などの状況がオンラインで把握できる。また、学校相互で図書情報を共有できる。

㉗ 倉敷教育ネット

市内の学校園において利用されている学習用ネットワーク。市内の学校園での学習で利用するための教材や資料が豊富に準備されており、日々の授業等で利用されている。

㊸ 電子出版

文字や画像情報が、紙媒体でなく、CD-ROM等の電子メディアで出版されているものや、インターネット経由でコンテンツ等をダウンロードして利用するもの（Web型小説等）

㊹ 絵本の部屋

幼稚園において、絵本等を置いている部屋の通称

6.

資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

文字・活字文化振興法

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

学校図書館法

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条

この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条

文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようになるため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条

国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条

市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条

国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条

国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条

国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条

国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供する

こと等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供，読み聞かせの支援，講座・展示会の実施，託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布，外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は，利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため，講座，相談会，資料展示会等を主催し，又は関係行政機関，学校，他の社会教育施設，民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに，学習活動のための施設・設備の供用，資料の提供等を通じ，その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は，利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため，必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は，図書館におけるボランティア活動が，住民等が学習の成果を活用する場であるとともに，図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ，読み聞かせ，代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は，前項の活動への参加を希望する者に対し，当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は，市町村立図書館の館長として，その職責にかんがみ，図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに，司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は，市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう，その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに，これら職員の職務の重要性にかんがみ，その資質・能力の向上を図る観点から，第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には，前項の司書及び司書補のほか，必要な数の職員を置くものとする。

- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
- ア 資料の紹介，提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1, 3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最終改正年月日:平成一九年六月二七日法律第九六号

(この法律の目的)

第一条

この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条

学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条

学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条

学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条

国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあ

つては、当分の間），第五条第一項の規定にかかわらず，司書教諭を置かないことができる。

附則（昭和三三年五月六日法律第一三六号）抄

1 この法律は，公布の日から施行し，昭和三十三年四月一日から適用する。

附則（昭和三十四年六月三〇日法律第九八号）抄

（施行期日）

1 この法律は，昭和三十四年七月一日から施行する。

附則（平成九年六月一一日法律第七六号）

この法律は，公布の日から施行する。

附則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は，平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は，平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は，公布の日から施行する。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

第3次倉敷市子ども読書活動推進計画

～本はともだち・倉敷いきいき読書プラン～

発行年月 平成26年3月

発行 倉敷市

編集 第3次倉敷市子ども読書活動推進計画策定委員会・
ワーキンググループ

問い合わせ先 倉敷市立中央図書館

〒710-0046 倉敷市中央2丁目6-1

電話 086-425-6030 FAX 086-427-9110

<http://lib.kurashiki-oky.ed.jp/>